

申請に対する処分

処分名	「食」の自立支援事業利用の決定
根拠法令	奄美市「食」の自立支援事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者で次の各号のいずれかに該当し、地域ケア会議において、この事業によるサービスを受けることが必要と判断された者

ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者

イ おおむね65歳以上の高齢者だけで構成される世帯

ウ 他の世帯員の長期入院、施設入所等により、ア又はイの要件に該当することとなった者

(2) 申請の方法

「食」の自立支援サービス利用申請書及び誓約書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している人

2 標準処理時間

30日